随意契約理由書

１　工　事　名	泉大津パーキングエリアエレベータ補修工事（３０－湾）
２　業　者　名	東芝エレベータ株式会社

３　随意契約理由

本工事は、平成８年に泉大津ＰＡ（海側）に設置したエレベータについて、建築基準法施行令上既存不適格となっている部分の法令適合化及び劣化補修のために、既設の主たる構成品（レール・かご・扉等）を流用し改修を行うものである。

本工事の契約相手方に求められる要件は、本件エレベータの構造や制御システムを熟知し改修の設計検討が可能なこと、既設構成品を流用した機器の製作や制御システムの構築が可能なことのいずれをも満たすことである。

東芝エレベータ株式会社は、本件エレベータを製作・施工した業者であることから、本件エレベータの構造や制御システムを唯一熟知し改修設計が可能で、既設構成品を流用した機器の製作や制御システムの構築が可能であると認められるため、上記要件を満足する者は同社をおいて他にないと思料される。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定に基づき、東芝エレベータ株式会社と随意契約を行うこととする。

以　上

阪神高速道路株式会社契約規程第２条第２号の規定による。